9　法第七五条第一項の政令で定める要件は、次のいずれかに該当するものとすることとした。（第一六条関係）

㈠　個人にあっては、次のいずれかに該当するものであること。

(1)　常時使用する従業員の数が二〇人以下であること。

(2)　その事業を開始した日以後一〇年を経過していないこと。

㈡　法人にあっては、次のいずれかに該当するものであること。

(1)　常時使用する従業員の数が二〇人以下であること。

(2)　資本金の額等が三億円以下等の法人であってその設立の日以後一〇年を経過していないこと。

10　特許料等の軽減について、次のように定めることとした。（第一七条～第一九条関係）

㈠　法第七五条第一項等の規定により特許料等の軽減を受けようとする者は、申請書に、申請人が9の要件に該当することを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならないものとすること。

㈡　特許庁長官は、㈠の申請書の提出があったときは、第一年から第一〇年までの各年分の特許料等の金額の三分の二に相当する額を軽減するものとすること。

㈢　算定した特許料等の金額に一〇円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとすること。

11　特定事業活動支援の内容である出資のうち、株式会社産業革新機構が特定事業活動支援をするか否かを決定するときに、あらかじめ、経済産業大臣に意見を述べる機会を与えることを要しないものの要件について定めることとした。（第二〇条関係）

12　創業関連保証に係る中小企業信用保険法の特例について、次のように定めることとした。

㈠　法第一一五条第四項の政令で指定する無担保保険の保険関係を、中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証に係る保険関係等とし、同項の政令で定める限度額を八、〇〇〇万円とすること。（第二一条関係）

㈡　法第一一五条第五項の政令で定める率を、保証をした借入れの期間一年につき、〇・二九パーセント等とすること。（第二二条関係）

13　法第一二一条第三項の政令で定める許認可等を、旅館業法第三条第一項の許可、建設業法第三条第一項の許可等とすることとした。（第二三条関係）

14　中小企業再生支援協議会の組織の運営に関し、委員の数や任期、委員長の選任方法等について定めることとした。（第二四条～第二七条関係）

15　法第一三三条第一号の政令で定める投資事業有限責任組合を、法第二五条第一項に規定する認定事業再編事業者等に対して投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約した投資事業有限責任組合とすることとした。（第二八条関係）

16　その他所要の規定の整備を図ることとした。

17　この政令は、一部の規定を除き、法の施行の日（平成二六年一月二〇日）から施行することとした。

政　令

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年一月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第百二十五号を第百二十七号とし、第百四号から第百二十四号までを二号ずつ繰り下げ、第百三号を第百四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五　ブレンツキシマブ　ベドチン及びその製剤

別表第二中第百二号を第百三号とし、第三十九号から第百一号までを一号ずつ繰り下げ、第三十八号の次に次の一号を加える。

三十九　（二Ｅ）－Ｎ－［四－（三－クロロ－四－フルオロアニリノ）－七－｛［（三Ｓ）－オキソラン－三－イル］オキシ｝キナゾリン－六－イル］－四－（ジメチルアミノ）ブタ－二－エナミド（別名アファチニブ）、その塩類及びそれらの製剤

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　安倍　晋三

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年一月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十一号

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令

内閣は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第五条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）及び第十五条第一項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。